

通所リハビリテーション契約書

医療法人いちえ会 洲本伊月病院

様（以下「利用者」という。）と医療法人 いちえ会（以下「事業者」という。）は、利用者が洲本伊月病院（以下「施設」という。）における共用施設・設備等を使用しリハビリテーションをするとともに、事業者から提供される通所リハビリテーション計画（ケアプランを含む）等を受け、それらに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1. 事業者は介護保険法の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の安定ができるように、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止がなされるように支援することを目的として、利用者に対し、その居宅での生活を安定させるために必要な共用施設・設備等を使用させるとともに、第3条に定める病院における通所リハビリテーションを提供いたします。
2. 事業者が利用者に対して実施する通所リハビリテーションサービスの内容（ケアプラン上に位置付けられる）（以下「通所リハビリテーション計画」という。）は、別紙に定めるとおりとします。
但し、事業者は、通所リハビリテーション計画が作成されるまでの間、利用者の能力に応じて、適切なりハビリテーション等を提供します。
3. 利用者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（リハビリテーションサービス計画の決定・変更）

1. 事業者は、医師及び医師の指示の下、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に第1条第2項に定める通所リハビリテーション計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 通所リハビリテーション計画は、計画担当の理学療法士等が居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて作成し、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
3. 事業者は、開始時、3ヶ月に1回、若しくは利用者及びその家族等の要請に応じて、計画担当理学療法士等に、通所リハビリテーション計画について変更等の必要があるかどうかを調査させ、その結果、通所リハビリテーション計画の変更等の必要があると認められた場合には、居宅介護支援事業者、利用者及びその家族等と協議して、通所リハビリテーション計画を変更するものとします。
4. 事業者は、通所リハビリテーション計画を変更した場合には、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、病院において、利用者に対しての精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の提案、機能訓練、健康管理を提供するものとしします。

第4条（運営規定の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設・設備の維持管理を行うものとしします。
2. 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとしします。
3. 利用者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 料金

第5条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は、要介護度第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の1～3割）を事業者に支払うものとしします。
2. 前項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、毎月10日頃に前月分の請求書を発行致しますので、その月の末日までにお支払いください。
3. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額としします。

第6条（利用料金の変更）

前条第1項に定めるサービス利用料金は、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとしします。

第三章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体の安全に配慮するものとしします。
2. 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとしします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとしします。

4. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
5. 事業者は、利用者の請求に応じて通所リハビリテーションサービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
複写物に関しては、一枚につき料金を頂く場合があります。

第8条（守秘義務等）

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、通所リハビリテーションサービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。なお、この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、第19条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、利用者の同意を得るものとします。

第9条（個人情報保護）

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議・第三者への情報提供には、利用者の個人情報を用いません。
2. 事業者、サービス従事者又は従業員は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議・第三者への情報提供には、当該家族の個人情報を用いません。

第四章 契約者の義務

第10条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、共用施設・設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 利用者は、施設・設備、備品について、故意又は重大な過失により消失・滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、共用施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（利用者の禁止行為）

利用者は、施設内で次の各号に該当する行為は禁止いたします。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動等及び営利活動を行うこと。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第5条第3項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- 二 利用者が死亡した場合。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

第16条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、第4条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第1項の通知を行わずにリハビリテーション室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第17条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本約款に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合。
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第18条（事業者からの契約解除）

1. 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
 - 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 二 利用者による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本約款を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
 - 四 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
 - 五 利用者が病院又は診療所に入院した場合、もしくは介護老人保健施設、介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設に入院した場合。
2. 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

第19条（契約の終了に伴う援助）

1. 本契約が終了時、または利用者が希望する場合には、前条の場合を除き、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案して円滑な日常生活を送るために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。
 - 一 病院もしくは診療所の紹介
 - 二 介護老人保健施設又は介護老人福祉施設等の紹介
 - 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
2. 前条の規定により契約が解除され、利用者が通所リハビリテーションを終了する場合にも、契約者の希望により、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な日常生活が送れるために必要な前項第一号から第三号に定める援助を利用者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

第20条（終了・精算等）

1. 利用者は、第15条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行するものとする。
2. 利用者は、第19条第1項に定める援助を希望する場合には、紹介（援助）が完了するまでの料金の支払い義務を負いません。
3. 第2項及び第4項の場合において、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第5条第3項を準用します。

第七章 その他

第21条（代理人の指定）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失やその他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務に関わる事務処理などについて、これを委任することに同意します。

第22条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者及び代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第23条（協議事項）

本契約に定められていない事項については、事業者は担当者及び主任者と協議のうえ、利用者もしくは代理人と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本証を2通作成し、利用者（代理人）、事業者がそれぞれ記名押印のうえ、利用者（代理人）、事業者が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 : 医療法人 いちえ会
施設長 : 理事長 藤田 葉子

事業所 : 洲本伊月病院
住 所 : 兵庫県洲本市桑間428
管理者 : 藤田 逸郎 印

利用者
住 所 :

氏 名 : 印

利用者は、記名押印等ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名の代行をいたします。

署名代行者
住 所 :

氏 名 : 印

(利用者との続柄 :)